

令和4年度コロナ対応まちづくり協働力アップ事業 業務委託 企画提案募集要項

1 目的

新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）の影響により、顕在化・深刻化した社会課題や地域課題に対応し、よりよい暮らしを実現するため、市内の市民活動を支援し、多様な主体による協働を推進します。

2 背景

令和3年度コロナ対応まちづくり協働力アップ事業において、コロナ禍の社会課題や地域課題に取り組む人と組織を支える相談業務を実施し、多様な主体による協働を推進するための「協働の手引き」作成を行いました。今年度は、当該事業の成果を積み重ね、発展させた形で、コロナ下及びコロナ後の課題を見据えた相談業務や協働コーディネート業務等を実施し、コロナ禍に立ち向かう協働力を付けていく必要があります。

3 募集方法

事業の実施及び運営については、独自のネットワークを活かした効果的な相談業務や協働コーディネート等の業務が期待できる団体を選定し委託するため、企画提案方式（プロポーザル）により募集します。

4 業務概要

コロナの影響による課題に対応するための次の業務とします。

- (1) 市民活動団体等を対象とした専門相談業務
- (2) 課題に対応する仕組みづくりを目指した協働コーディネート業務
- (3) 協働の手引きを活用した地域づくりのシンポジウムや勉強会等の実施業務
- (4) こらぼチャレンジ（協働のニューズペーパー）作成・発行業務

※ 実施方式等は企画提案によります。詳細は別紙仕様書参照

5 委託期間

契約締結日（令和4年5月末頃）から令和5年3月31日まで

6 実施場所

なは市民協働プラザ（那覇市銘苅2-3-1）やオンラインでの実施など、コロナ下においても効果的で安全かつ適切に実施できる場所や方法での実施とします。

※委託期間中、なは市民協働プラザの2階はコロナワクチン接種会場として使用される可能性があり、その際は利用ができなくなる可能性があります。

(その場合は、なは市民協働プラザ内他会議室や隣接の那覇市 IT 創造館または他の市施設の利用(無料)を想定しています。)

7 委託料上限額

9,000,000円(消費税及び地方消費税含む)

※企画提案公募のために提示する参考金額であり、契約額を示すものではありません。

8 経費の対象

提案する業務を実施するために必要な次の経費

- ・人件費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料、備品購入費等(詳細は別紙仕様書参照)

9 応募資格の要件

プロポーザルに参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていることとします。

- (1) 那覇市内に法人登記があること
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日にもおいても、本市の定める指名基準により指名停止を受けていないこと
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと
- (5) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと
- (6) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び那覇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと
- (7) 市税の滞納がないこと
- (8) NPOや市民活動に関する支援を行うための十分なノウハウを有していること
- (9) 事業計画の遂行に必要な組織・人員を有し、十分な遂行体制がとれること

10 協力連携事業者

本委託事業においては、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができます。この場合、協力連携事業者は上記「9 応募資格の要件」の(2)から(7)までの要件を満たすものとします。協力連携事業者が複数の参加者の協力連携事業者となることは認めません。また、本企画の応募者は他の応募者の協力連携事業者になることはできません。

11 応募手続き等

(1) スケジュール

・公募開始	2022年(令和4年)	4月28日(木)
・事業説明会	〃	5月6日(金) ※要申込み
・質問書の提出期限	〃	5月10日(火)
・質問への回答	〃	5月13日(金)
・企画提案書の提出期限	〃	5月17日(火) 17時
・プレゼンテーション審査	〃	5月20日(金) 午前10時開始
・審査結果の通知	〃	5月24日(火) 頃
・契約	〃	5月26日(木) 頃

(2) 優先交渉権者選定までの流れ

- ① 応募資格を有する者より企画提案書を受領し、プレゼンテーション審査を実施します。
- ② プレゼンテーション審査を行い、最も評価の高い者を優先交渉権者に選定します。
- ③ 優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合契約を締結します。協議が整わなかった場合は、次点者との協議に順次移るものとします。
- ④ 募集要項・様式は、那覇市ホームページよりダウンロードしてください。

(3) 事前説明会

- ① 日時：令和4年5月6日(金) 10:30～
- ② 場所：なは市民活動支援センター 3階 会議室⑧
(那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ 3階)
まちづくり協働推進課 098-861-5024
- ③ その他
 - ・参加希望の場合は、事前に連絡すること(申込者がいなければ開催しません)。
 - ・募集要項及び仕様書等は、各自で持参すること。
 - ・事業説明会での質疑事項等については、市ホームページに掲載します。

(4) 質問書の提出

募集要項及び仕様書等に質問がある場合は、「質問書」(様式1)を提出してください。

- ③ 提出期限：令和4年5月10日(火)
- ② 提出方法：メールで送付してください。C-KATU005@city.naha.lg.jp
- ③ 回答：令和4年5月13日(金)までに市ホームページ上で回答します。

(5) 企画提案書等の提出

① 提出書類

- 1) 企画提案書提出届(様式2)
- 2) 誓約書(様式3)
- 3) 企画提案書(任意様式)

用紙はA4版で片面印刷とし、15ページ以内で作成すること。

次の項目順に、項目名を明記のうえ記載すること。

- ア 業務実施方針、スケジュール、実施体制
 - イ 専門相談業務実施方式
 - ウ 課題に対応する仕組みづくりに向けた協働コーディネート業務の実施方式
 - エ 協働の手引書を使用したシンポジウムや勉強会の実施方式
 - オ こらぼチャレンジ発行のスケジュール
 - カ 本市の協働推進のあり方についての提案
- 4) 見積書（任意様式 委託料上限額内で消費税を含んだ金額）
 - 5) 実施体制及び業務実績書（様式4）
 - 6) 協力連携事業者予定調書（様式5）（協力連携事業者がいる場合に提出）
 - 7) 登記事項証明書（全部事項証明）（写し可）
 - 8) 市税納税証明書（公募開始日を基準として直近年中の内容）
（令和2年中の内容）（写し可）

②提出期限等

提出期限：令和4年5月17日（火）17時（必着）

※郵送の場合は当日消印有効

提出場所：なは市民活動支援センター（なは市民協働プラザ2F）

提出方法：直接窓口に提出もしくは郵送（配達証明付）

提出部数：上記1）～8）、**正本1部、副本12部の計13部**

12 プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション及びヒアリングは次のとおり行います。

(1) 審査日時：令和4年5月20日（金）午前10時開始

審査場所：なは市民協働プラザ3F 会議室⑧

(2) プレゼンテーション審査の内容

プレゼンテーション（20分以内）

ヒアリング（20分以内）

- ・順番については、企画提案書を受け付けた順とします。
- ・企画提案書に沿って説明してください。
- ・プロジェクターを使って説明する場合は、パソコンを持参してください。
（プロジェクターは市で準備します。）
- ・プレゼン者で会場に入室できるのは3名までとします。

13 審査方法

(1) 審査機関

企画提案の審査は、市職員で構成される「市民文化部所管事業審査委員会」にて行います。

(2) 審査項目及び評価基準は、後述の表のとおりで点数は105点満点とします。

【 審査項目及び評価基準 】

	審査項目	評価基準
1	業務実施方針、スケジュール、実施体制（実施・運営・管理）、実績 10点	①業務の趣旨を理解し、令和3年度のコロナ対応まちづくり協働力アップ事業や類似事業の実績及び成果も踏まえた、実効性のある実施計画となっているか（コロナ感染防止対策や緊急事態宣言発令中等の実施方法等の明示含む）
2	相談業務の実施方式 30点	②専門相談員の配置等 分野ごとの相談ニーズを踏まえ、市民活動団体等の悩みや課題に応じる専門性を有した相談員の配置となっているか ③回数・時間・場所等 相談回数・時間や相談場所等が適切に示されており、相談者等へのアンケート実施や成果指標などが示されているか ④広報 相談対象者について広いネットワークがあり、相談者の募集や相談内容Q&A周知などの効果的な広報が期待できるか
3	課題に対応する仕組みづくりに向けた協働コーディネート業務の実施方式(話し合いの場づくり) 30点	⑤課題に対する考え方 提示された課題に対して、解決に向けた必要な取り組みの考え方が示されているか ⑥ 実施方法 関係者が当事者意識を持って課題に向き合える話し合いへの参加しやすい方法・回数・場所が示されているか
4	協働の手引きを使用したシンポジウムや勉強会の実施方式 20点	⑦シンポジウムや勉強会の主な参加対象者とその理由が示されているか ⑧多様な主体による協働が推進されるようなシンポジウムや勉強会の実施方法（講師等の選定含む）が示されているか
5	こらぼチャレンジ(協働のニューズペーパー)の発行についての提案 10点	⑨本市の協働事業を紹介し、協働の手法を使って社会課題・地域課題の解決を図るために必要な視点やポイントが分かる構想が示されているか
6	見積額 5点	⑩提案上限額を見積額が下回った場合に段階的に加点する。

14 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その事業者の提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき
- (2) 書類等に虚偽の記載のあるとき
- (3) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき
- (4) その他、本企画提案に関する条件に違反したとき

15 審査結果の通知・公表

審査の結果については、優先交渉権者の選定後、すべての提案者へ通知するとともに、優先交渉権者名と次点者名を那覇市ホームページにて公表します。

公表予定日：令和4年5月24日（火）

16 契約締結に向けての協議

- (1) 契約締結に向けて、優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではありません。審査結果に影響の与えない必要な範囲内において、企画提案書や見積書の項目の追加、変更、削除を協議したうえで、本契約の仕様を確定させるものとします。
- (2) 協議が成立した場合は、契約に向けて手続きを進めるものとし、協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて提出していただきます。
- (3) 協議が合意に至らなかった場合は、次点者と順次、協議に入るものとします。

17 契約に関する基本事項

- (1) 契約保証金 免除する（那覇市契約規則第30条第9号に基づく）
- (2) 契約代金の支払い方法 業務完了後に一括して支払う（協議によって一部概算払い可能）

18 その他

- (1) 提案書類の作成・提出及びプレゼンテーション等に係る費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類の返却はいたしません。
- (3) 提出された書類等の著作権は参加者に帰属しますが、那覇市情報公開条例に基づく公開請求により、公開する場合があります。

19 連絡先

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ2階

那覇市役所 市民文化部 まちづくり協働推進課

[なは市民活動支援センター] 担当：與那覇、渡嘉敷

電話：(098) 861-5024 Email：C-KATU005@city.naha.lg.jp

HP<https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/matidukuri/siencenter/nahashiminkatudousie.html>